

主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人磯部靖、同広沢道彦、同成富安信の上告理由第一点ないし第三点について

所論の減給処分を懲戒権の濫用にあたるとした原審の認定判断は、原判決挙示の証拠関係に照らし、正当として是認することができ、原判決に所論の違法はない。論旨は、いずれも採用することができない。

よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	大	塚	喜一郎
裁判官	吉	田	豊
裁判官	本	林	譲
裁判官	栗	本	一夫